

市政ニュース

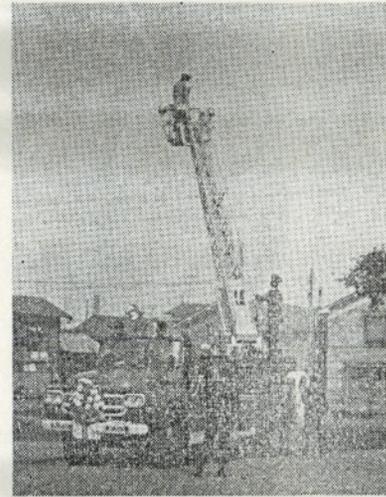
昭和41年10月5日発行 第169号

毎月5・15・25日発行 一部2円

発行所 五所川原市役所

10月20日は市長選挙の投票日

竜二号の誕生



消防強化のため、市では『竜二号』を購入しました。『竜二号』は、二〇〇リットルのタンクを要する放水塔消防ポンプ自動車で、竜一号より一メートル長い九メートルの放水塔がついております。
また作業台（ゴンドラ）には、感電防止装置や電気感知器がついております。
この消防車の配置によって、消防力がさらに強化されました。
(写真：竜二号)

来る十月二十日は、市長選挙、市議会議員補欠選挙の投票日です。

投票時間は、午前七時から午後六時までですから、一人も、もれなく投票いたしましょう。

市長選の投票は記号式

市長選挙は、記号式投票でおこなわれます。

①記号式投票とは、投票用紙に候補者の名前が『ふりがな』をつけて印刷してありますから、投票しようとする候補者一人に、その氏名の上の○をつける欄に○の印を押します。
○の印は、投票所に備えてあります。

②二人以上の候補者に○印を押すと、無効になりますから、かならず一人にだけ、○印を押すようにしてください。

③○印以外のことを書く、無効になりますから、△とか、□とか、×とかを書かないでください。

④○印と、スタンプより備えてつけてありません。

⑤不在者投票、点字投票は、従来どおり自書式です。

⑥○の印を押すとき、候補者をまちがって押したとき、どちらかの判断のつき

記号式投票用紙の様式

五所川原市長選挙投票

注意

- 投票しようとする候補者一人について、その氏名の上の○をつけるらんじに○をつけること
- の外は何も書かないこと

印

○をつける欄
候補者氏名

甲野太郎

丙田三郎

早い通報『火事は一一九』

初期消火で火災を防ごう

秋の火災予防運動が、十月十一日から、はじまっております。

この運動は、出火の防止と、火災発生時の早い通報初期消火により、市民の財産を守り、人命事故をなくするよう、十一月三十日までおこなわれます。

お互いに、火の元には十分注意して、火災のないよう

●県民手帳の 予約募集

青森県民手帳の昭和四十二年度版が、十一月月上旬発行されます。

装いは優美で、日記式日付の記入はもとより、最近の国や県の各種統計資料を広くとり入れておりますので、中、高校生徒の社会科学の郷土教育に好適です。

また、日常便らんにも利用できるものも、掲載されております。

ご希望者は、十月二十五日まで、市役所企画課統計係まで、お申し込みください。

定価は、一部百十円です

●赤い羽根●共同募金が はじまりました

昭和四十一年度の共同募金運動は、十月一日から全国一斉にはじまりました。

福祉国家の基盤をつくる重要な役割を持つ、国民運動の一かんとしておこなっている、共同募金にご協力くださるよう、お願いいたします。

手をつなぐ親の会・身障者福祉会が街頭募金

手をつなぐ親の会、身体障害者福祉会は、十月七日

うにつとめましょう。

ストーブ・コンロ等の出火の防止

ストーブ、コンロ等の正しい取り付けと、正しい取扱方法を、知っておきましょう。

また、家庭用消火器を備えておくようにしましょう

避難用通路を確保しましょう

万一の火災に備えて、非常口や避難通路の障害物を取り除いておきましょう。

遺族援助 恩給法の改正

遺族年金、または遺族給与金の支給される方

①戦没者等の配偶者のうち昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの間に再婚し、その相手方と死別して、婚姻前の氏に復していた方、または復氏しないが同じ状態の方

②戦没者等の父、または母の内縁の配偶者で、戦没者等と生計を共にしていた方

避難器具なども用意しておきましょう。

防火管理体制の強化

病院、学校、映画館、官公庁などでは、消防計画により、火災予防態勢を整えておきましょう。

くわえタバコで歩かないように

道路を通行するとき、くわえタバコで歩かないようにしましょう。

防火相談所の開設

消防本部では、火災予防運動の期間中、防火相談所を開設しております。ご相談のある方は、お気軽においでください。

遺族年金の支給

③戦没者を養子としたが、やむを得ない事情により縁組の届出をしていない、事実上の養父母で、届出をしなかったことに、相当の理由があり、生計をともにしている方。

特別弔慰金の支給される方

昭和四十年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を持ち、遺族がなく、戦没者の死亡当時生計関係のあった父母、孫祖父母、兄弟姉妹のうち、その先順位にあった方。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給される方

旧軍人、軍属等であった方で、昭和十二年七月七日以降、公務上の傷病により昭和三十八年四月一日において、第五項症以上の増加恩給、または障害年金を受けている方の妻。

恩給法による扶養加給を支給される方

増加恩給、または公務扶助料を受ける方に、不具瘥疾で、生計を維持すること

が、できない成年の子があるとき。

※くわしいことは、市役所市民課においてはおたずねください。

●簡保50周年記念 新加入運動

みなさんに親しまれている簡易保険は、十二月まで創業五十周年記念新加入運動を展開しております。

この機会に、不時の災害将来にそなえて、ご加入になってはいかがですか。

みなさんが、毎月払込みになっている保険料は、積み立てられ、私たち市町村の公共事業に役立っております。

当市でも、都市計画、住宅、学校、病院、道路などの整備に融資をうけております。

●郵便貯金の 奨励運動

郵政省では、十月一日から三十一日までの一か月間住みよい郷土をつくる、郵便貯金奨励運動を、おこなっております。

豊かな家庭づくりのため貯蓄を計画しては、いかがですか。



訂正

市政ニュース第一六八号の一めん見出し「第二次地域農業構造改善事業の概要」とあるは「農業行政のあらまし」

三めん見出し「農業行政のあらまし」とあるは「第二次地域農業構造改善事業の概要」、表の計、九六三三〇千円とあるは、「二〇九・三〇〇千円」

四めん見出し「新農業研究所」とあるは「新農業研究所」のあやまりでした。訂正して、おわびいたします。

